

日本学術会議地区会議運営要綱

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

(総則)

第 1 条 日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議規則第 1 号）第 3 5 条に基づく地区会議の運営は、この要綱の定めるところによる。

(目的及び任務)

第 2 条 地区会議は、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 地区会議は、前条の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同で地区内の関係大学、関係機関・団体等の協力を得て、次の活動を行うものとする。

- (1) 科学者との懇談会の開催
- (2) 学術講演会等の開催
- (3) 地区会議ニュース等の発行
- (4) 地方における学術の振興のための取組（地方公共団体、地域の企業や各種団体の代表者等の間における連携等）
- (5) その他目的の達成に必要な事業

(区分)

第 4 条 地区会議の区分は次のとおりとする。

- (1) 北海道
- (2) 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- (3) 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
- (4) 中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- (5) 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- (6) 中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- (7) 九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

(各地区の構成員)

第 5 条 前条で挙げた各地区の構成員は、原則として当該地区に勤務地（勤務地がな

い場合は居住地)を有する会員及び連携会員とする。ただし、会員又は連携会員は、申し出により、社会連携・広報委員会及び役員会の議を経て、所属地区を変更することができる。

(地区会議運営協議会及び事務局)

第6条 各地区に地区会議運営協議会を置き、当該地区の運営及び活動に関する事項を審議・決定する。

- 2 会長は、任期における最初の総会において地区会議を構成する会員を招集し、各地区に所属する会員は、互選により9名以内の地区会議運営協議会委員を選出し、社会連携・広報委員会及び役員会の承認を得るものとする。その際、委員が特定の部に偏らないように配慮する。ただし、地区会議運営協議会から社会連携・広報委員会に要請があった場合は、社会連携・広報委員会及び役員会の議を経て、当該地区に所属する会員又は連携会員の中から地区会議運営協議会委員を追加することができる。なお、委員の追加を認める場合も地区会議運営協議会の委員総数は12名を超えないものとする。
- 3 地区会議運営協議会は、互選により会員である委員の中から代表幹事1名を選出する。代表幹事は各地区会議運営協議会を主宰する。
- 4 各地区における地区会議運営協議会委員及び代表幹事の選出手続きは、構成員の規模等を考慮して、各地区で定め、社会連携・広報委員会の上を承を得るものとする。
- 5 地区会議の活動に関する事務を処理するため、各地区会議代表幹事からの推薦に基づき会長が決定する関係大学事務局に地方連絡委員を置く。地方連絡委員は、各地区の構成員等との連絡調整を密にするものとする。

(事業計画)

第7条 各地区会議は、年度当初において当該年度における事業計画案を策定し、社会連携・広報委員会に提出しなければならない。

- 2 社会連携・広報委員会は、各地区会議の原案に基づき事業計画を整理し、役員会の議を経て決定する。

(地区会議代表幹事会)

第8条 地区会議代表幹事会は、社会連携・広報委員会の委員長及び各地区会議の代表幹事をもって構成する。

- 2 地区会議代表幹事会は、社会連携・広報委員会委員長がこれを主宰し、幹事若干名を置く。
- 3 地区会議代表幹事会は、原則として総会時に開催し、各地区会議と連絡を密にするものとする。
- 4 必要に応じて、総会時に委員会と地区会議代表幹事会の合同会議を開催することができる。

(役員会と地区会議の連携)

第9条 地区会議の活性化を図り、日本学術会議がその役割を適切に発揮できるようにするため、次のとおり、役員会と地区会議が連携を図ることとする。

- (1) 地区会議代表幹事又はその代理について、必要に応じ、役員会への陪席を認め、役員会の議題に関し、意見を聴取できるようにする。
- (2) 地区会議の活動の振興に関わる課題について、必要に応じ、役員会と地区会議代表幹事又はその代理が集中的に討議を行う機会を確保する。

(留意事項)

第10条 地区会議の事業は、法令及び規則等並びに地区会議の主旨に反しない範囲において、各地区の自主的判断に任せるものとする。ただし、各地区の事業内容等について、地区会議代表幹事会等において調整することができる。

- 2 地区会議の事業は、日本学術会議協力学術研究団体の活動と連携を保って行うことが望ましい。
- 3 地区会議は、事業を行うに当たって、他の地区会議と合同し、若しくは他の地区会議の一部の地域の協力を得て実施することができる。
- 4 各地区の地区割りは、各地区間の合意により変更することができる。

(庶務)

第11条 地区会議の庶務は、事務局広報・渉外部及び関係大学事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は社会連携・広報委員会が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。